

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

一	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十六号）	（抄）	1
二	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）	（抄）	3
三	全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）	（抄）	3
四	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）	（抄）	3
五	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）	（抄）	4
六	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	（抄）	5
七	全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）	（抄）	12
八	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	（抄）	14
九	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）	（抄）	15
十	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（抄）	16
十一	国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）	（抄）	18
十二	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	（抄）	18
十三	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）	（抄）	18
十四	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）	（抄）	19
十五	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）	（抄）	20
十六	日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）	（抄）	21
十七	交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）	（抄）	22

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十六号）（抄）

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）

第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第三条及び第四条を削り、附則第五条を附則第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（機構の行う特別債券の発行等の業務）

第四条 機構は、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 平成二十四年三月三十一日までの間、その利子に係る収入による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下この条において「特別債券」という。）を発行すること。

二 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

三 平成二十四年三月三十一日までの間、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

2・3 （略）

4 機構法第十九条第三項から第七項までの規定は、特別債券について準用する。

5～8 （略）

（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務）

第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。

2・3 （略）

（略）

附則第六条を附則第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

(区分経理の特例)

第六条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。）に繰り入れることができる。

2 (略)

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第十一条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が増加するときに、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

(略)

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）

（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券）

第十九条（略）

256（略）

7 前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）（抄）

（基本計画）

第四条 国土交通大臣は、鉄道輸送の需要の動向、国土開発の重点的な方向その他新幹線鉄道の効果的な整備を図るため必要な事項を考慮し、政令で定めるところにより、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線（以下「建設線」という。）を定める基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2（略）

（建設費用の負担等）

第十三条 機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用（営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもつて充てるものとして政令で定めるところにより算定される額に相当する部分を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。

254（略）

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

254 (略)

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

658 (略)

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）（抄）

（投資の対象）

第六条 法第二十一条第一項の規定により機構が投資することができる事業は、次に掲げるものとする。

一 機構の所有する土地（法附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものに限る。）に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備に係る調査、企画若しくは広報又は測量、設計若しくは工事を行う事業

二 機構の所有する資産（法第十三条第一項及び第二項に規定する業務（第九条及び第十条において「特例業務」という。）に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査、企画又は広報を行う事業

三 (略)

附 則

（事業団の解散の登記の嘱託等）

第二条 法附則第二条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団が解散したときは、運輸大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（事業団の権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第三条 日本国有鉄道清算事業団に係る次の各号に掲げる行為又は占有は、公団に係る当該各号に定める行為又は占有とみなす。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定により港湾管理者の長がした許可に基づく行為 日本鉄道建設公団法施行令第十条第一項において準用する同法第三十七条第三項において読み替えられた同条第一項の規定により港湾管理者の長とした協議に基づく行

為

二 改正前施行法経過措置政令第五条の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の規定により道路管理者がした許可に基づく占用とみなされた占用又は同条第一項若しくは第三項の規定により道路管理者がした許可に基づく占用 日本鉄道建設公団法施行令第十条第一項において準用する同法第三十五条の規定により道路管理者とした協議に基づく占用

三 改正前施行法経過措置政令第五条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十四条（同法第百条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により河川管理者がした許可に基づく占用とみなされた占用又は同法第二十四条の規定により河川管理者がした許可に基づく占用 同条の規定により河川管理者がした許可に基づく占用

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（鉄道施設の貸付け等の基準）

第五条（略）

2 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号。以下「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。附則第七条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第九条第二項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものの譲渡

二（略）

3 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付け又は譲渡は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める区間ごとに行うものとする。ただし、国土交通大臣がこれらの区間の一部について鉄道事業者が営業を開始することが適当であると認めて指定したときは、これらの区間の一部について行うことができる。

一（略）

二 法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律第三号。附則第十二条第一項及び第十七条において「旧公団法」という。）第二十二條第二項の規定による指示があつた場合 当該指示に係る工事实施計画において定める工事の区間

(特定債権の繰入れの範囲等)

第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一・二 (略)

三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金(法附則第三条第十二項後段の規定によるものを含む。附則第六条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。)、法附則第十一条第四号の規定による貸付金(法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。))第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。))第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団(以下「営団」という。))に対する貸付金を含む。附則第六条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金(旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第六条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。の返還金の合計額

四・五 (略)

六 当該事業年度において、イ又はロに掲げる額のいずれが多い額

イ (略)

ロ 当該事業年度における法附則第三条第十三項の規定により繰り入れる額

2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第一項第四号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

3・4 (略)

(積立金の処分に係る承認の手続)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。))の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。))に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十二条に規定する業務(法第十七条第三項及び法附則第十三条に規定する繰入れを含む。))の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を国土交通大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第十八条第一項の規定による承認を受けようとする金額

- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
2・3 (略)

附 則

(機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第二条 法附則第二条第九項(法附則第三条第八項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
 - 二 国土交通省の職員 一人
 - 三 機構の役員(機構が成立するまでの間は、機構に係る通則法第十五条第一項の設立委員) 一人
 - 四 学識経験のある者 二人
- 2 法附則第二条第九項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
- 3 法附則第二条第九項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省総合政策局交通計画課において処理する。

(日本鉄道建設公団等の解散の登記の嘱託等)

第三条 法附則第二条第一項の規定により日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が解散したとき、及び法附則第三条第一項の規定により事業団が解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、これらの法人の解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、これらの法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

(国が承継する資産の範囲等)

第四条 法附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、法附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務に係る基金の額に相当する資産及び国土交通大臣が財務大臣に協議して定める資産とする。

2 前項に規定する国が承継する資産のうち、同項に規定する基金の額に相当する資産は産業投資特別会計産業投資勘定に、同項に規定する国土交通大臣が定める資産は国土交通大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定に帰属させるものとする。

3 前項の規定により国が産業投資特別会計産業投資勘定において現金を承継する場合には、当該現金は、産業投資特別会計産業投資勘定の

歳入とする。

(建設勘定から助成勘定に繰り入れる方法)

第五条 法附則第三条第十二項後段の政令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる期限ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を繰り入れる方法とする。

(次の表略)

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第六条 法附則第三条第十三項の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した公団に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子を、それぞれ債務等処理法第二十七条第一項に規定する勘定から法第十七条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定への貸付金及び当該貸付金に係る利子とみなし、当該みなされた貸付金及び当該みなされた貸付金に係る利子の額に相当する金額を、それぞれ次に掲げるところにより各事業年度の半期ごとに繰り入れるものとする。

イ 繰入期間 機構の成立の日から、同日から起算して四十八年を経過する日までの期間

ロ 利率 年六・三五パーセント

ハ 半期ごとの繰入れの期限 毎事業年度、九月三十日又は三月三十一日

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とする。

イ 国土交通大臣が、前号イの繰入期間を区分して指定する期間ごとに定める額

ロ 当該半期における法第十七条第六項の規定による繰入金、法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還金の合計額

三 機構は、要繰入額を超えて繰入れを行うことができるものとし、この場合においては、当該半期の次の半期(以下この号において「翌半期」という。)に係る前号イ及びロに掲げる額の合計額からその超えて繰入れを行った額を減じて得た額を翌半期における要繰入額とすること。

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうちの最後の期間(次号及び第三号において「最後の指定期間」という。)は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れがすべて完了する日、法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還がすべて完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還がすべて

完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二 国土交通大臣がその指定する期間（最後の指定期間を除く。）ごとに定める額は、当該期間内の機構の各事業年度における第九条第一項第一号に掲げる額から同項第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額の二分の一に相当する額（平成十五年度に係るものにあつては、当該減じて得た額）の範囲内において債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して定める額とすること。

三 国土交通大臣が最後の指定期間について定める額は、最後の指定期間の開始の日において前項第一号の規定により貸付金とみなされたものの償還及び当該みなされた貸付金に係る利子の支払を、次に掲げるところによる元利均等半年賦支払の方法により行うものとした場合における当該半年賦金に相当する額とすること。

イ 償還期間 最後の指定期間に等しい期間

ロ 利率 年六・三五パーセント

3 国土交通大臣は、第一項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付料の基準）

第七条 旧日本国有鉄道清算事業団法附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、第七条第一項の規定にかかわらず、当該事業年度の当該鉄道施設に係る租税及び管理費（当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）の合計額に相当する額を基準として定めるものとする。

（国の貸付金の償還期間等）

第八条 法附則第十条第二項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下この項において「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十条第一項の規定による国の貸付金（次項及び第四項において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第十条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良)

第九条 法附則第十一条第四号の政令で定める大規模な改良は、次に掲げるものとする。

- 一 本線路が単線である鉄道を本線路が複線とするための改良
- 二 本線路が複線である鉄道を本線路が四線である鉄道とするための改良

(都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還)

第十条 法附則第十一条第四号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

2 機構は、東京地下鉄株式会社が前項の貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

3 機構は、東京地下鉄株式会社が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第六項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(業務の特例に関する経過措置)

第十一条 法附則第十一条第一項の規定により機構が行う同項第二号の業務については、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十二年政令第四百七十四号)第二条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法施行令(昭和五十三年政令第三百七十三号。以下この項において「旧協会法施行令」という。)第二条第一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定は、法附則第十条第一項第二号の業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法施行令第二条中「造船業基盤整備事業協会」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

2 法附則第十一条第四項の規定により機構が行う同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務については、附則第十六条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法施行令(平成九年政令第二百六十四号。附則第十八条において「旧事業団法施行令」という。)第三条の規定は、同号の業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

(鉄道施設の貸付け等の基準等に関する経過措置)

第十二条 この政令の施行の際現に公団が旧公団法第二十三条第一項の規定により貸し付けている鉄道施設又はこの政令の施行の日前に公団が同項の規定により譲渡した鉄道施設については、機構が法第十二条第一項第三号又は第六号の規定により貸し付け、又は譲渡したものとみなして、第六条から第八条まで、附則第七条及び次条の規定を適用する。

2 この政令の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により営団に対して貸し付けている資金については、機構が法附則第十一條第一項第四号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第十條の規定を適用する。

第十三條 法第十二條第一項第六号の規定により機構が鉄道施設又は軌道施設を貸し付け又は譲渡しようとする場合であつて当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に要した費用の全部又は一部を公団が負担したときにおける第七條及び第八條の規定の適用については、第七條第一項第一号中「鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）」とあるのは「鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）及び鉄道建設債券」と、同條第二項第三号中「機構」とあるのは「機構又は公団」と、第八條第一項中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、「機構が」とあるのは「機構及び公団」と、同條第二項第二号中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、同條第三項中「機構」とあるのは「機構又は公団」とする。

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第十四條 法の施行の際現に法附則第十八條の規定による改正前の債務等処理法附則第三條第三項の規定の適用を受けている者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、同項の規定は、その者が当該退職手当の支給を受けるまでの間は、なおその効力を有する。

（公団又は事業団がした行為等に関する経過措置）

第十五條 法の施行の日前に公団若しくは事業団がした行為又は法の施行の際現に公団若しくは事業団に対してされている行為は、法又はこの政令に別段の定めがあるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ機構がした行為又は機構に対してされている行為とみなす。

（日本鉄道建設公団法施行令等の廃止）

第十六條 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号）
- 二 鉄道建設債券令（昭和四十年政令第七十五号）
- 三 運輸施設整備事業団法施行令

（鉄道建設債券原簿等に係る経過措置）

第十七條 公団が旧公団法第二十九條第一項の規定により発行した鉄道建設債券に係る鉄道建設債券原簿及び利札の取扱については、前條の規定

による廃止前の鉄道建設債券令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第九条第一項中「公団は」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、その鉄道建設債券原簿に係る鉄道建設債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同条第二項第三号中「第四条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令附則第十六条の規定による廃止前の鉄道建設債券令第四条第三項第一号」と、同令第十条第二項中「公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

(運輸施設整備事業団債券原簿等に係る経過措置)

第十八条 事業団が旧事業団法第三十条第一項の規定により発行した運輸施設整備事業団債券に係る運輸施設整備事業団債券原簿及び利札の取扱いについては、旧事業団法施行令第十九条及び第二十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法施行令第十九条第一項中「事業団は」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、その運輸施設整備事業団債券原簿に係る運輸施設整備事業団債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同条第二項第三号中「第十四条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令附則第十六条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法施行令第十四条第三項第一号」と、旧事業団法施行令第二十条第二項中「事業団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

○ 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）

(新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額)

第七条 国土交通大臣は、法第十三条第一項の額の算定のため、新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに、次に掲げる額を算定するものとする。

一 (略)

2 各事業年度における法第十三条第一項の政令で定めるところにより算定される額は、当該事業年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額を、新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに、当該事業年度における当該区間に係る鉄道施設の建設に関する工事に要する費用の額に前項第二号に掲げる額の同項第一号に掲げる額に対する比率を乗じて得た額に应じてあん分し、当該あん分した額を基準として国土交通大臣が定める額とする。

一 (略)

二 機構が営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る租税及び管理費（機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）並びに機構において新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る

- 3 利子の支払に要する費用（当該事業年度以前の事業年度における後年度繰入金充当収入に係るものを除く。）の額
（略）

附 則

- 2 建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線の営業主体がその全部又は一部を廃止することとなる鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始する場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加することにより機構が必要な調整措置を講ずるときは、第七条第二項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、同号に掲げる額に機構が講ずる当該調整措置に要する額を加えた額とする。
- 3 法附則第六項の暫定整備計画は、同項に規定する新幹線鉄道規格新線等（以下単に「新幹線鉄道規格新線等」という。）の建設を行おうとする建設線の区間ごとに定めるものとする。
- 4 前項の暫定整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 新幹線鉄道規格新線又は新幹線鉄道直通線の別
 - 二 走行方式
 - 三 最高設計速度
 - 四 建設に要する費用の概算額
 - 五 その他必要な事項
- 5 第四条の規定は法附則第十三項において準用する法第十条第一項の政令で定める土地について、第五条の規定は法附則第十三項において準用する法第十一条第一項ただし書の政令で定める行為について、第六条の規定は法附則第十三項において準用する法第十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による収用委員会に対する裁決の申請について、第八条の規定は法附則第十三項において準用する法第十三条第一項の規定による国及び都道府県の負担について準用する。この場合において、第四条、第五条第五号及び第八条第一項中「新幹線鉄道」とあるのは「法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等」と、同号中「建設主体」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。
- 6 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
 - 一 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）附則第二項
 - 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十五号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項
- 7 機構が新幹線鉄道規格新線等について建設、貸付けその他の業務を行う場合における第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中

「新幹線鉄道」とあるのは「新幹線鉄道及び法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等」と、同条第一項第二号及び第二項各号中「営業主体」とあるのは「営業主体又は法附則第七項の規定により法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者」とする。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（財務課の所掌事務）

第二百二十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等による運送の事業に関する財務に関すること。
- 二 鉄道等に関する助成に関すること（技術企画課及び施設課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項の業務に関すること。
- 四 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の行う業務に関すること。
- 五 本州四国連絡高速道路株式会社の行う高速道路株式会社法第五条第一項第五号イの業務及びこれに附帯する業務に関すること。
- 六 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項の業務に関すること。
- 七 東京地下鉄株式会社の会計に関すること。
- 八 鉄道財団及び軌道財団に関すること。
- 九 鉄道等による運送の事業に関する中小企業等協同組合、協業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に関すること。
- 十 鉄道等に関し、外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること（技術企画課の所掌に属するものを除く。）。

附 則

（鉄道局総務課の所掌事務の特例）

第二十一条 鉄道局総務課は、第二百二十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 日本国有鉄道の改革に関すること。
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第二十一条第一項の特例業務（以下「特例業務」という。）に関すること（鉄道局施設課の所掌に属するものを除く。）。

(鉄道局財務課の所掌事務の特例)

第二十三条 鉄道局財務課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務、同条第二項の業務並びに同条第四項の業務のうち協定に係る業務に関する事。

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条から第四条までの規定に基づく事務に関する事。

2 鉄道局財務課は、第二百二十六条各号及び前項に掲げる事務のほか、東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第八十八号)附則第十三条第一項の規定により東京地下鉄株式会社がその承継する債務に係る交通債券(以下この項において「交通債券」という。)の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、交通債券に関する事務をつかさどる。

(海事局総務課の所掌事務の特例)

第二十五条 海事局総務課は、第四百四十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関する事務をつかさどる。

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局内航課は、第四百四十五条に規定する事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(海事局船舶産業課の所掌事務の特例)

第二十六条 海事局船舶産業課は、第四百四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百三十六号)(抄)

(投資)

第二十一条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構の委託により第十三条第一項及び第二項に規定する業務（以下「特例業務」という。）の一部を行う事業並びに特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

2 (略)

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

（法第七十三条の四第一項第一号の不動産）

第三十六条の三（略）

2・3（略）

4 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一（三）（略）

四 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。以下この号及び第五十一条の十四において「債務等処理法」という。）附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この号及び第五十一条の十四において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が所有する土地であつて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第二条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものの上に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第二項に規定する貨物会社（以下この号において「貨物会社」という。）又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社（同項第一号に規定する東日本旅客鉄道株式会社及び同項第二号に規定する者（旅客会社法改正法の施行の日の前日において当該東日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。）を除く。以下この号において「新会社」という。）が日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により同法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構から譲り受けた家屋を含み、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。）を

所有していた場合において、当該貨物会社又は新会社に当該家屋に対応するものとして譲渡するために取得する家屋

(法第三百四十八条第二項第三十四号の固定資産)

第五十一条の十四 法第三百四十八条第二項第三十四号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が債務等処理法第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに債務等処理法第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（次号において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下本条において「旧日本鉄道建設公団」という。）から承継した固定資産であつて、債務等処理法第十三条第一項第二号又は第三号の業務の用に供するもの及び債務等処理法第二十五条の規定により日本貨物鉄道株式会社に無償で貸し付けているもの（総務省令で定めるものに限る。）で、旧日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第二条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものであり、かつ、旧日本国有鉄道清算事業団が、債務等処理法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下本号において「旧事業団法」という。）附則第二条の規定により所有することとなつたもの（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十二条第二項の請求により譲渡を受けた土地を含む。）又は旧事業団法附則第九条第一項の規定により旧日本鉄道建設公団から承継したもの

二 昭和六十二年四月一日において旧日本国有鉄道清算事業団が所有する土地であつて旧日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第二条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が機構法附則第二条第一項の規定により旧日本鉄道建設公団から承継したものに、同日において旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社若しくは旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は日本国有鉄道改革法第十一条第一項の規定による指定を受けた法人（以下本号において「旅客会社等」という。）が同法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継した家屋又は償却資産（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により同法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構から譲り受けた家屋又は償却資産を含み、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。以下本号において「旧資産」という。）を所有していた場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、債務等処理法第十三条第一項第三号の規定に基づき、当該旅客会社等に当該旧資産に対応するものとして譲渡するために所有する家屋又は償却資産

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）

（基礎在職期間）

第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一～六 （略）

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされる日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第三条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（以下「旧日本鉄道建設公団」という。）の職員としての在職期間

八～四十 （略）

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の全額出資に係る会社の土地等の課税の特例）

第四十条の十二 法第七十一条の二に規定する政令で定める法人は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）第二十七条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が行った出資又は同法第二十一条第一項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う出資を受けて事業を經營する株式会社で、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定したものである。

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）

(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲)

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等(以下「公庫等」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 二十四 (略)

二十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律(平成元年法律第五十七号)による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十三年法律第百三十三号)第一条の特定船舶製造業安定事業協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号)附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。)

二十六 百二十一 (略)

2 (略)

○ 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号) (抄)

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人水資源機構(独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。)、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構(同

法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公園、森林開発公園法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公園となつた旧森林開発公園及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公園並びに農用地開発公園法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公園となつた旧農用地開発公園を含む。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公園及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公園及び旧阪神外貿埠頭公園、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公園、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公園法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公園並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公園法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公園を含む。）、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公園を含む。）

二〇五（略）

○ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）（抄）

（法第七条第一項ただし書の政令で定める行為）

第二条 法第七条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇八（略）

九 次に掲げる工事の実施に係る行為

イ・ロ（略）

ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条第一項の規定による認可を受けた者（同法第八条第一項、第九条第一項又は第十二条第一項の規定による認可を受けた者が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この号において「機構法」という。）附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる機構法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下この号において「旧公団法」という。）第二十二條第一項の規定による申出をし、かつ、国土交通大臣が機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し機構法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団法第二十二條第二項の規定による指示をしている場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。）が行う当該認可に係る工事又は鉄道事業法第三十二條の規定による許可若しくは同法第三十八條において準用する同法第九条第一項（同法第十二條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十二條第一項の規定による認可を受けた者が行う当該許可若しくは認可に係る同法第三十三條第一項第三号に規定する索道施設に関する工事

十、十九（略）

○ 日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）（抄）

（定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 清算事業団法 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。第七号及び第七條第二項において「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）をいう。

四、六（略）

七 清算事業団 債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団をいう。

（権利及び義務の承継に伴う承継法人等に対する法人税法等の適用に関する経過措置等）

第七条（略）

2 承継法人（施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業（

以下「一般旅客自動車運送事業」という。）を經營する株式会社を含む。）が次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の中欄に掲げる者から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と同欄に掲げる者の有する固定資産との交換が同表の下欄に掲げる法律の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した固定資産は、法人税法第四十二条第二項に規定する固定資産とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同項中「その固定資産の価額」とあるのは、「その固定資産の価額から交換により譲渡した固定資産の当該交換の時ににおける帳簿価額を控除した残額」とする。

（次の表略）

○ 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）

附 則

（海事分科会の所掌事務の特例）

第二条 海事分科会は、第六条第一項の表海事分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。